軽金属躍進賞規程

- 第1条 本賞は軽金属学に関わる学術研究および技術開発の発展に顕著な功績をあげ、軽金属学 会における今後の発展が期待される者を顕彰するものである。
 - 2.受賞者は受賞の年の4月1日現在において満36歳以上45歳以下の正会員、学生会員とする。
 - 3.推薦者は正会員とする。
- 第2条 本賞は賞状並びに軽金属奨学会寄贈の副賞とする。
- 第3条 受賞候補者は軽金属学会誌「軽金属」の会告によって公募する。
 - 2.推薦者または応募者は所定の「軽金属躍進賞候補推薦(応募)書」により、指定された期日までに会長宛に推薦(応募)する。
- 第4条 本賞は次の項目に従って決定された者に贈られる。
 - (1) 選考は軽金属躍進賞選考委員会で行う。
 - (2) 理事会は選考委員会により選考された者を審議し,当該年度の受賞者を決定する。
 - (3) 受賞者は原則として毎年3名以内とする。ただし、理事会が該当者なしとした場合には、当該年度の顕彰はなしとする。
- 第5条 本賞の贈呈は毎年秋期大会開催の機会に行う。
- 第6条 本規程施行に必要な運営細則は別に定める。
- 第7条 本規程の改廃は理事会の議決による。

附 則

- 1.この規程は平成 14年 4月 24日より施行する。
- 2. 平成 18年 1月31日一部改訂
- 3.平成 18年 9月29日一部改訂